

## ■用語の解説

- ・緑 ————— 樹林地、草地、水辺地、岩石地やこれらに類する土地が単独で若しくは一体となって良好な自然環境を形成しているもの、公園、街路樹、公共施設の緑化地、庭木までを含めた総称であり、これらがつくり出す景観や人間の精神的なものまで含む包括概念をいう。
- ・緑地 ————— 樹林地、草地、水辺地、岩石地やこれらに類する土地が単独で若しくは一体となって良好な自然環境を形成しているものをいう。  
(制度上の緑地は別途示す。)
- ・オープンスペース ————— 公園、広場、河川、湖沼、山林、農地等、建物によって覆われていない土地の総称
- ・人口集中地区 ————— 国勢調査調査区を基礎単位とし、市区町村の境域内で人口密度の高い調査区（原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上）が隣して構成する地域をいう。  
市街化動向の指標として用いられる。
- ・ヒートアイランド現象 ————— 都市部は郊外に比べて気温が高いため、等温線が島状になる現象。都市が多くが人工的構造物に覆われて緑被地が少ないと、人間の生活や産業の活動に伴う人工熱の放出、大気汚染が原因となる。
- ・ビオトープ ————— 野生生物の生息・生育空間を意味する言葉である。また、こうした野生生物の生息・生育や移動に必要な空間を都市内に計画的・系統的に組み入れて、人々と他生物が共存できる良好な都市環境の形成を図っていく計画をビオトープネットワーク計画という。
- ・谷戸 ————— 鎌倉は三方を丘陵に閉ざされており、この丘陵にひだのように入り込んでいる谷が多い。この一つ一つの谷を谷戸と呼び、中世以来、こうした谷戸を中心に街づくりが進められてきた。
- ・ビスター ————— 都市景観計画等において用いられる展望、眺め、見通し等を意味する言葉
- ・ポケットパーク ————— 都市環境の改善に役立てるため、商業地や住宅地の一角を利用して造られるポケット程の小さな公園の意。人々の憩いの場、街角の景観ポイントとなる。

- ・施設緑地 ————— 国又は地方公共団体が一定区域内の土地の所有権を取得し、目的に応じた公園の形態を造り公開する緑地。一般には、都市公園法に基づく公園や旧皇室苑地である新宿御苑等の国民公園等がこれに該当する。また、大船フワーワーセンター等も施設緑地に含まれる。
- ・都市計画公園 ————— 都市計画法第11条により、都市施設として都市計画決定された公園。
- ・都市公園 ————— 地方公共団体が都市計画施設として設置する公園緑地、地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園緑地、国が設置する公園緑地を含めたもの。  
なお、都市公園には次のような種類の公園がある。

#### 都市公園の種類

種類		種別	内容
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1カ所当たり面積0.25haを標準として配置する。
		近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1近隣住区当たり1カ所を誘致距離500mの範囲内で1カ所当たり面積2haを標準として配置する。
		地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1地区当たり1カ所面積4haを標準として配置する。
	都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1カ所当たり面積10~50haを標準として配置する。
		運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1カ所当たり面積15~75haを標準として配置する。
特殊公園		風致公園、動植物公園、歴史公園等特殊な公園	でその目的に則し配置する。
大規模公園	広域公園	主として一つの市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック内の容易に利用可能な場所にブロック単位ごとに1カ所程度面積50ha以上を標準として配置する。	
	レクリエーション都市	大都市その他都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他都市圏域から容易に到達可能な場所に都市計画公園1,000ha、うち都市公園500haを標準として配置する。	
緩衝緑地		大気の汚染、騒音、振動、悪臭等の公害の防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。	
都市林		市街地及びその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地等において、その自然的環境の保護、保全、自然的環境の復元を図れるよう十分に配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置する。	
広場公園		市街地の中心部の商業・業務系の土地利用がなされている地域における施設の利用者の休憩のための休養施設、都市景観の向上に資する修景施設等を主体に配置する。	

種類	内容
都 市 緑 地	主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地であり、0.1ha以上を標準として配置する。但し既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。
緑 道	災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的とし、近隣住区又は近隣住区相互を連絡する主として歩行者路又は自転車路を標準として、主に学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。
国 の 設 置 に 係 る 都 市 公 園	主として一つの都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあつては、1ヵ所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置し、国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように整備する。

- ・ 地域制緑地 —— 風致地区、近郊緑地保全区域、歴史的風土保存区域、緑地保全地区、生産緑地地区等、一定の土地の区域に対して指定し、その土地利用を規制することで良好な自然的環境等の保全を図ることを目的とした都市計画体系上の緑地保全に係る制度の総称をいう。

制度	概要	根拠法令
風致地区	都市の風致の維持を目的とする制度。風致地区内では、条例で定めるところにより建築物の新築等の行為には許可が必要。地区内では、一定の開発を許容しつつ全体としての風致の維持を図ることを目指す。損失補償、買入れ制度なし。	都市計画法
歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区	わが国固有の歴史的遺産として、後代に継承されるべき歴史的風土の保存を目的とする制度。京都市、奈良市、鎌倉市等が対象となる。規制の緩やかな歴史的風土保存区域と、規制の厳しい歴史的風土特別保存地区をもつ。	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法
近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区	首都圏の秩序ある発展に寄与する緑地の保全を目的とする制度。首都圏近郊整備地帯内の緑地が対象となる。規制の緩やかな近郊緑地保全区域と、規制の厳しい近郊緑地特別保全地区をもつ。	首都圏近郊緑地保全法
緑地保全地区	都市の緑地の保全を目的とする制度。都市の安全に寄与する、文化的意義を有する、風致に優れている、野生生物の生息地等が対象となる。現状凍結的な保全が図られる。損失補償及び土地の買入れ制度有り。	都市緑地保全法
生産緑地地区	市街化区域内の農地について、農地のもつ緑地機能を評価し、その永続的な保全を図る制度。宅地並みの課税の適用除外等の優遇措置が講じられるが、営農が義務づけられる。計画的な指定は難しい。	生産緑地法

- ・ 緑化推進重点地区 —— 都市内で緑地の整備、都市緑化等を重点的に推進する地区。

# 鎌倉市緑の基本計画

---

平成8年4月

発行／鎌倉市

〒248 鎌倉市御成町18番10号

電話 0467(23)3000 FAX 0467(25)5508

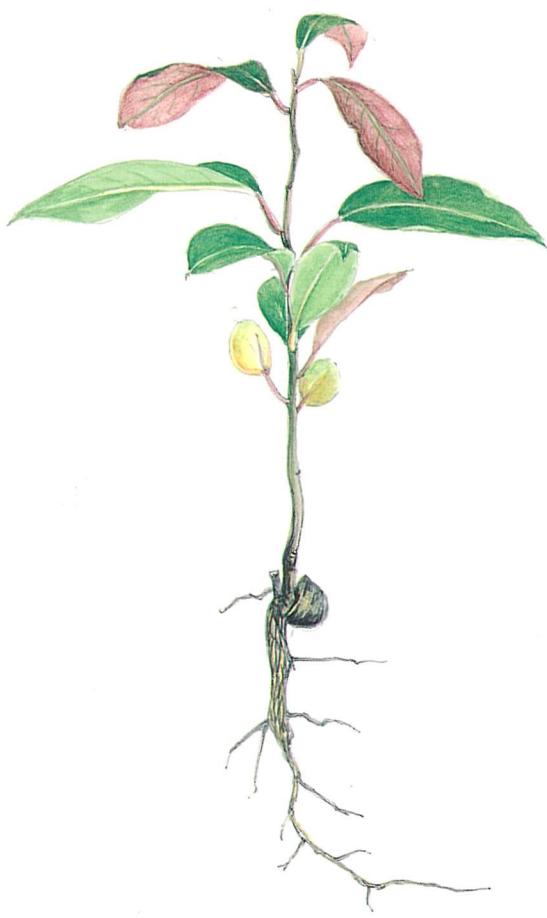
編集／鎌倉市役所緑地海浜部みどり課

印刷／株式会社 野毛印刷社

---

この冊子は再生紙を使用しています





タブノキの実生

